

G 2 0 観光大臣会合実行委員会寄附等要綱

(趣旨)

第1条 G 2 0 観光大臣会合が本道で開催されるに当たり、官民一体となった北海道全体の受入体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により今後の北海道の活性化に資するため、道内外各界各層の企業、団体、個人に寄附等を募る。

(募集期間)

第2条 2018年12月14日から、2019年10月31日までとする。

(寄附の種類及び内容)

第3条 G 2 0 観光大臣会合実行委員会事務局規程第21条の規定により準用する北海道財務規則の規定にかかわらず、本要項の定めるところによるものとする。

(1) 寄附金の受入れ

(ア) G 2 0 観光大臣会合実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、寄附者から寄附金申込書（様式第1号）を徴し、決定書により受入れを決定の上、受け入れなければならない。

(イ) (ア)の決定は、実行委員会事務局長の決裁をもって決定するものとする。

(ウ) 寄附者は、実行委員会が指定する金融機関に払い込みにより寄附金を納付する。

(エ) 実行委員会は寄附金の納付を確認後、速やかに寄附者に寄附金受領証明書（様式第2号）を交付する。

(2) 物品の寄附の受入れ

(ア) 寄附により物品を取得しようとするときは、寄附者から物品寄附申込書（様式第3号）を徴し、決定書により受入れを決定の上、受け入れなければならない。

(イ) (ア)の決定は、実行委員会事務局長の決裁をもって決定するものとする。

(3) 無償による物品の借り入れ

(ア) 相手方の申し出により、使用のため物品を無償で借り入れようとするときは、相手方から貸与期間を明示した無償貸与申込書（様式第4号）を徴し、決定書により受入れを決定の上、受け入れなければならない。

(イ) (ア)の決定は、実行委員会事務局長の決裁をもって決定するものとする。

(ウ) 前2項の規定にかかわらず、物品の借り入れに当たっては必要に応じて、貸与者との間で契約を締結することとする。

(エ) 当該物品を返還する理由が生じたときは、物品受領書（様式第5号）を徴して当該物品を相手方に引き渡さなければならない。

(寄附者の登録)

第4条 寄附金の提供、物品の寄附の提供、無償による物品の貸し出しを行った者（以下、「寄附者」という。）については、「スポンサー」として登録する。

(寄附による特典)

第5条

(1) 実行委員会は、予め寄附者の同意を得られた場合、寄附金の提供を行った者については企業・団体名又は個人名及び寄附金額を、物品の寄附を行った者並びに無償による物品の貸し出しを行った者については企業・団体名又は個人名及び物品の内容を、実行委員会が運営するホームページに掲載するほか、実行委員会が発行する記録誌等に掲載するものとする。

(2) G 2 0 観光大臣会合終了後、(1)の各寄附者に対し、実行委員会会長名による感謝状を送付する。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。